

借入事項

(1) ノートパソコン

1. 被貸与者の貸与期間は2020年5月11日(月)から2020年8月31日(月)までとし、期間終了後1週間以内に大阪経済法科大学図書課へ返却するものとする。
2. 被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理等の義務を負い、盗難・破損等の事故が生じたときは、生じた損害について、すべての責任を負うものとする。
3. 被貸与者は、貸与機材についてハードウェアに一切の変更を加えてはならない。また、ソフトウェアのインストール、削除などの変更を加えてはならない。ただし、授業におけるソフトウェアの設定、セキュリティ対策の設定などはこの限りではない。
4. 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、他者の利用に供してはならない。
5. 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、担保物件としてはならない。
6. 被貸与者は、貸与機材のソフトウェアをいかなる形態であれ、複製したものを販売・貸与もしくは自己使用してはならない。
7. 被貸与者は、貸与機材のセキュリティに配慮し、貸与期間中は必要なOSのセキュリティ対策を行い、ウィルス対策ソフトウェアは絶えず必要な更新がなされるように運用しなければならない。
8. 被貸与者は、貸与機材を学修以外に使用してはならない。
9. 被貸与者は、貸与機材について大学管理者の指示がある時は、その指示に従わねばならない。また休学、退学、自己でノートパソコンを購入するなど貸与理由が消滅した時は、直ちに返却しなければならない。
10. 被貸与者は、貸与期間中の消耗品は自己で賄わねばならない。
11. 貸与機材を返却する場合は、必要なファイル等は各自の責任でバックアップをとらなければならない。(貸与機材は返却後直ちに初期化がなされる。)
12. 被貸与者は、上記に掲げる事由によって生じた損害については、金銭その他による賠償の責任を負うものとする。
13. 申し込み多数の場合、希望する者すべてに貸し出せない場合がある。また、入荷状況次第では、貸与対象者全員に対して5月11日までに送付することができず、一部の貸与対象者には、入荷次第、順次発送することがある。貸与対象者及び貸与順は審査を行い、決定する。
14. 貸与時、ノートパソコンを大学から送付する送料は申請者の着払い、返却時、ノートパソコンを大学へ送付する送料は申請者支払いとする。

(2) ルーター

1. 被貸与者の貸与期間は2020年5月11日(月)から2020年8月31日(月)までとし、期間終了後1週間以内に大阪経済法科大学図書課へ返却するものとする。
2. 被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理等の義務を負い、盗難・破損等の事故が生じたときは、生じた損害について、すべての責任を負うものとする。
3. 被貸与者は、貸与機材についてハードウェアに一切の変更を加えてはならない。また、ソフトウェアのインストール、削除などの変更を加えてはならない。
4. 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、他者の利用に供してはならない。
5. 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、担保物件としてはならない。
6. 被貸与者は、貸与機材を学修以外に使用してはならない。
7. 被貸与者は、貸与機材について大学管理者の指示がある時は、その指示に従わねばならない。また休学、退学、自己でルーターを購入するなど貸与理由が消滅した時は、直ちに返却しなければならない。
8. 被貸与者は、上記に掲げる事由によって生じた損害については、金銭その他による賠償の責任を負うものとする。
9. 申し込み多数の場合、希望する者すべてに貸し出せない場合がある。また、入荷状況次第では、貸与対象者全員に対して5月11日までに送付することができず、一部の貸与対象者には、入荷次第、順次発送することがある。貸与対象者及び貸与順は審査を行い、決定する。
10. 貸与時、ルーターを大学から送付する送料は申請者の着払い、返却時、ルーターを大学へ送付する送料は申請者支払いとする。

以上